地域再生計画

1 地域再生計画の名称

次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画

2 地域再生計画の申請主体の名称

長野県、佐久市、長野県南佐久郡小海町、長野県南佐久郡佐久穂町

3 地域再生計画の区域

佐久市、長野県南佐久郡小海町及び長野県南佐久郡佐久穂町の全域

4 地域再生計画の目標

本地域は、長野県の東部にあり、浅間山、八ヶ岳などの山々に周囲を囲まれた佐久盆地のほぼ中央部に位置し、千曲川が南北を貫流する自然環境に恵まれた高原都市である。

近年は上信越自動車道、北陸新幹線が相次いで開通し、さらに中部横断自動車道の整備が進むなど、高速交通網の整備が進展しており、首都圏をはじめとする各地域へのアクセスの飛躍的向上により、地域住民の利便性向上のみならず、経済の活性化や交流人口の増加が期待されている。

一方、中心部においては、都市化の進展や交通量の増加等に伴う交通事故の増加や、渋滞箇所の解消が課題となっており、周辺部においては、道路などのインフラ整備の遅れや少子高齢化の進行による地域活力の低下に加え、農林業の担い手及び後継者が不足し、遊休荒廃地の増加や山林の荒廃による災害の発生等が危惧されている。

このような状況を踏まえ、長野県は森林の多面的機能を発揮させ、次代に引き継ぐために「森林づくり県民税」を導入し、間伐の実施などの各種森林整備事業を展開するとともに、「長野県食と農業農村振興計画」を策定し、食と農が織りなす元気な信州農業を基本目標に、21世紀にふさわしい魅力ある産業としての農業の発展と活力ある農村づくりに取り組んでいる。しかし、地域間を結ぶ道路や林道、農道の整備が遅れている箇所があり、事業の推進に支障を来たしている。

このことから、整備が進む高速交通網と、地域の財産でもある豊かな自然の両方の利点を生かすため、「次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備」をテーマに拠点間を結ぶ道路ネットワークを構築し、地域の振興を図ることとする。

具体的には市町道・林道・農道の整備を連携して行うことにより、観光拠点や農産物の集出荷施設などへのアクセスの改善や森林整備の推進、農業の振興を図り、豊かな自然を次代に引き継ぐばかりでなく、これらの環境を生かした「森林セラピー」や「りんごオーナー制度」などの事業や、クラインガルテンや観光農園をはじめとする施設との連携を図ることにより交流人口を創出し、もって地域の活性化を図ることとする。

(目標1)アクセス道路の改良による交流人口の創出

- ・クラインガルテン1契約者あたり利用回数:2.5回/月→3回/月 (佐久市地域)
- りんごオーナー制度の契約本数:135本→150本

(佐久市地域)

- ・りんごオーナー制度の農作業体験参加者数:890 人→1,000 人 (佐久市地域)
- ・観光農園の利用促進:32 区画→40 区画 (小海町地域)

(目標2) 林道及び接続する市道の整備による間伐実施面積の増加

・間伐実施面積:過去3ヵ年平均719ha/年→741ha/年へ3%向上

(目標3) 農産物の流通条件の改善

・生産地(佐久穂町りんご・プルーン生産団地、佐久市切原水稲生産団地)から集出 荷施設(切原選果場、JA佐久浅間ライスセンター)へのアクセス改善: 15 分⇒7 分

(佐久市、佐久穂町地域)

・集出荷施設(JA長野八ヶ岳野菜集出荷予冷貯蔵施設)から国道、IC への輸送時間の短縮:20分⇒10分

(小海町地域)

(目標4) 別荘の分譲促進

- ·分譲済/区画数:468/550=85% ⇒ 480/550=87%
- ・別荘定住者人口の増加:30人 ⇒ 50人

5 目標を達成するために行う事業

(5-1)全体の概要

佐久市及び佐久穂町地域では、両市町を結ぶ「林道田口十石峠線」(千曲川右岸地域)と「広域農道 佐久南部地区」(千曲川左岸地域)の開設及び、白樺湖や大河原峠といった観光地へアクセス道ともなる「林道唐沢線」「林道大河原線」の改良により、林業・農業の振興及び森林整備の推進や観光客の増加を図る。

また、森林セラピー基地やクラインガルテン、りんごオーナーの圃場等を結ぶ「市道前山南線」、「市道U718号線」、「市道M1-14号線」の改良により、各施設へのアクセス改善や、連携したイベント実施等の検討を進め、自然環境を生かした交流人口の創出を図る。

加えて、佐久平駅周辺の渋滞箇所を迂回し、開設予定の中部横断自動車道佐久中佐都 I C (仮称) へのアクセス道ともなる「市道 S 1 2 - 1 号線」を整備することにより、高速交通網と本地域の県道、市町道、林道、農道を効率的に結ぶ道路ネットワークを構築する。

また、小海町地域では、高原野菜の生産団地やその上部に位置する観光施設(観光農園、温泉施設、別荘地、スキー・ゴルフ場等)と町中心部を縦貫する国道 141 号を結ぶ「広域農道佐久南部地区」及び「町道小倉原線」の整備を行い、農産物の流通条件の改善と交流人口の促進を図る。

(5-2) 法第5章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備 箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業開始に係る手続き等]

市町道認定年月日

市道前山南線昭和62年1月5日市道S12-1号線平成7年10月12日市道U718号線昭和57年4月1日市道M1-14号線平成19年3月30日町道小倉原線昭和53年3月24日

林道

森林法による第12期千曲川上流地域森林計画 (平成21年4月1日樹立) に全ての 路線を記載。

広域農道

事業採択平成11年3月19日事業計画の確定平成11年8月2日

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

市町道 (佐久市、小海町) 佐久市、小海町 林 道 (佐久市、佐久穂町) 長野県、佐久市

広域農道(佐久市、佐久穂町、小海町)長野県

[事業期間]

市町道(平成22年度~平成26年度)

林道(平成22年度~平成26年度)、広域農道(平成23年度~平成27年度)

[整備量及び事業費]

市町道 2.9 km、林道 2.3 km、広域農道6.0 km

・総事業費 3,992,000 千円 (うち交付金 1,996,000 千円) 市町道 854,000 千円 (うち交付金 427,000 千円 林 道 538,000 千円 (うち交付金 269,000 千円) 広域農道 2,600,000 千円 (うち交付金 1,300,000 千円)

(5-3) その他必要な事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①りんごの木のオーナーを募集し、収穫体験のほか、りんごへの名入れ体験や、花見花摘み体験、実摘み体験などの各種農作業体験会を開催し、都市と農村の相互理解を深め、交流人口の増加と地域の活性化を図る。

事業主体: 佐久市

②整備した滞在型市民農園 (クラインガルテン) の運営充実を図り、都市住民に農業体験のみならず、自然との触れ合いや地元との交流の機会を提供し、都市と農村の相互理解を深め、交流人口の増加と地域の活性化を図る。

事業主体: 佐久市

- ③間伐をはじめとする森林整備の積極的な実施による健全な森林の育成。 事業主体:長野県、佐久市、佐久穂町、財産区、森林組合、個人
- ④高速交通網へのアクセス道となる県道の整備。

事業主体:長野県

⑤星見ヶ丘別荘地の分譲率と定住者人口の増加を促進し、別荘建築による地元建築業者の活性 化を図るとともに、近隣の自然を資源とする観光施設(温泉施設、スキー・ゴルフ場等)と 連携し、自然との触れ合いを通じた交流人口の増加と地域経済の活性化を図る。

事業主体:小海町開発公社

⑥観光農園八峰村の運営充実を図り、都市住民に農業体験のみならず、自然との触れ合いや地元との交流の機会を提供し、都市と農村の相互理解を深め、交流人口の増加と地域の活性化を図る。

事業主体:八峰村運営委員会

6 計画期間

平成22年度~27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、関係行政機関等からなる検討会を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし。